

平成 22 年 9 月 15 日

御質問者各位

夕張市建設課
上下水道グループ

入札説明書等に関する質問への第 1 回回答(その 1)について

夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る PFI 事業については、平成 22 年 8 月 30 日付けで入札説明書等を公表し、これらへの質問(第 1 回)を受け付け、9 月 8 日で締め切ったところですが、本日、第 1 回回答(その 1)を公表します。

残りの質問については、第 1 回回答(その 2)として、追って一両日中に公表予定です。
また、質問(第 2 回)の受付は、第 1 回回答(その 2)の公表後を予定しています。

以上

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
1	入札公告	1	入札参加者		2	(1)	①				入札参加者は、単独企業又は複数の企業等により構成されるグループと有りますが、入札参加者が(2)共通資格要件を満たし(3)各企業の資格要件はいずれかが満たしていることが求められています。事業契約書別紙1の84で定義付けの入札参加者は「入札企業」を指すと考えますが、如何でしょうかお示してください。	事業契約書別紙1の84で定義付けの入札企業のうち構成員は、入札参加者の要件を満たさなければならないものとします。
2	入札公告	1	入札参加者の構成等		2	(1)	②、③				②項では「各々の構成員が適切な役割を担う」とある一方、③項では「SPC・・・への出資のみを行う企業も構成員となることができる」となっています。一般的には構成員が担う適切な役割とは、SPCから業務を直接請負又は受託し併せて当該業務のリスクを分担することであり、PFI事業におけるリスク負担の観点からも妥当であると思量致します。本事業では「出資のみ」も適切な役割と考えられるのでしょうか。	入札公告及び入札説明書のとおり。
3	入札公告	1	入札参加者の構成等		2	(1)	③				出資のみの企業を構成員に加えることが事業のリスク分担や構成員のバランス等の点で評価されるのでしょうか。	事業のリスク分担は、出資のみの企業も対象となります。
4	入札公告	1	入札参加者の構成等		2	(1)	③				応募グループは・・・を含む企業により構成されることを基本とする。とありますが、「基本とする」の解釈について具体的に御教示願います。	グループを構成することを基本としますが、一社のみで対応する場合も想定してます。
5	入札公告	1	入札参加に必要な資格		2	(1)	③				「SPC(維持管理業務を実施するための特別目的会社)」とありますが、これは入札説明書13頁に記載されている「本事業の実施を目的とする特別目的会社(SPC)」と同じSPCであり、維持管理業務のみならず本事業の実施全体を目的とするSPCであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。 入札公告を訂正します。
6	入札公告	1	入札参加の構成等	2	(1)	③					「応募グループは、本施設の設計を行う企業、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事を行う企業・・・を基本とする」とありますが、膜ろ過装置の製造及び供給のみを行う企業が必ずグループの構成員になる必要がありますか。	膜ろ過装置製造企業は「協力会社」であり、グループの構成員となる必要が無いように入札公告を訂正します。
7	入札公告	3	建設JV		2	(3)	②				建設JVを組成する意味をご教示願いたい。本件は事業方式をPFI方式で実施するとの告示がなされています。事業の構成は提案者に委ねるべきと判断しますが、如何でしょうか。本件のVFMはどの様な検討をなされたかも重ねてお願いします。	建設JVの組成を削除する訂正を行います。 VFMは特定事業の選定を参照。
8	入札公告	3	建設JVの資格要件		2	(3)	②	オ			「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」とは、建設JVを構成する企業のうち何れか1社が要件を満たせば良く、SPCの出資企業だけで建設JVを組成する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	回答7のとおり。
9	入札公告	4	SPCの在籍		2	(3)	③	イ			「受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、・・・」とありますが、維持管理業務を担う構成員として良いものと解釈致しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
10	入札公告	4	維持管理企業の資格要件		2	(3)	③	イ			「SPCに在籍し、常勤」とありますが、資格者の雇用(人員提供)形態等は事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によりますが、資格要件は遵守願います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答																															
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など																														
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など																																
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...																															
11	入札公告	5	契約保証金		11						SPCは1年間の事業契約金額の10%を契約保証金を市に納めるとの理解ですが、1年間とは事業期間を指すのでしょうか、それとも施設整備機関を指すのでしょうか、事業期間であれば事業者には過大な負担を強いる目的や意図について、ご教示ください	事業契約書（案）第10条を参照願います。																														
12	入札公告	5	債務負担行為		12						予定価格の公表に関連し、平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.97では、債務負担行為の設定に関する議決に関する質問に対して、「公告日までに債務負担行為の議決をとる予定です」とのご回答でした。債務負担行為の議決を取られたか御教示願います。	議決済みです。																														
13	入札公告 及び 入札説明書	1 4	入札参加者の構成 等	2 (1) ③ (入札公告) 第3章 1 (3) (入札説明書)							入札公告には、応募グループの一つとして「膜ろ過装置製造企業」が位置付けられていますが、入札説明書では記載がありません。どちらが正しいでしょうか。	入札説明書を正とします。 入札公告を訂正します。																														
14	入札広告	1	SPCの目的		2		③				「なお、SPC（維持管理業務を実施するための特別目的会社）・・・」と記載があります。	SPCは本事業の実施全体を目的とします。																														
15	入札説明書	1	本書の位置づけ	第1章							入札説明書と一体のものとして添付書類（1）から（5）までが示されていますが、各書類間で齟齬があった場合の優先順位を御教示願います。（事業契約書（案）第11条第2項に規定がありますが、「入札説明書等」に含まれる書類、例えば基本協定書を含めた優先順位に不明確な部分があるので、詳細に定義願います。）	優先順位は、①基本協定書（案）、②事業契約書（案）、③業務要求水準書、④前記を除く入札説明書等、⑤実施方針 の順となります。																														
16	入札説明書	1	優先順序の確認	第1章							入札説明書等と実施方針（変更版）及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は～略～実施方針に関する質問回答書によるとのことですが、本来実施方針の質問回答を精査した内容が入札公告と理解しています。改めて、書類の優先順序についてご教示ください	回答15のとおり。																														
17	入札説明書	2	工事管理業務	第2章	6		②		(エ)		「工事管理」との記載ですが、入札説明書15ページ第6章1(2)①及び要求水準書2ページ第1編2(5)②エには、「工事監理」と記載されています。「工事監理」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。																														
18	入札説明書	2	施設の運営及び維持管理に関する業務	第2章	6		③				(ア)～(オ)に各業務が記載されていますが、要求水準書2ページ第1編2(5)③の記載と異なっています。両者の各業務の関係について、ご教示いただけませんか。	表に示す区分と理解願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入札説明書</th> <th style="text-align: center;">業務要求水準書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 施設運転管理業務</td> <td>① 運転管理業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 維持管理・保守点検業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 水質管理業務</td> </tr> <tr> <td>(イ) 施設保守管理業務</td> <td>④ 修繕業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ ユーティリティ調達・管理業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 機器交換業務</td> </tr> <tr> <td>(ウ) サービス業務</td> <td>⑦ 見学対応業務</td> </tr> <tr> <td>(エ) 保安業務</td> <td>⑧ 警備業務</td> </tr> <tr> <td>(オ) その他これらを実施する上で必要な業務</td> <td>⑨ 給水装置管理業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩ 事故・緊急時対応業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪ 水道事業検針・集金業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑫ 植栽管理業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑬ 清掃業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑭ 事業終了時の引継ぎ業務</td> </tr> </tbody> </table>	入札説明書	業務要求水準書	(ア) 施設運転管理業務	① 運転管理業務		② 維持管理・保守点検業務		③ 水質管理業務	(イ) 施設保守管理業務	④ 修繕業務		⑤ ユーティリティ調達・管理業務		⑥ 機器交換業務	(ウ) サービス業務	⑦ 見学対応業務	(エ) 保安業務	⑧ 警備業務	(オ) その他これらを実施する上で必要な業務	⑨ 給水装置管理業務		⑩ 事故・緊急時対応業務		⑪ 水道事業検針・集金業務		⑫ 植栽管理業務		⑬ 清掃業務		⑭ 事業終了時の引継ぎ業務
入札説明書	業務要求水準書																																									
(ア) 施設運転管理業務	① 運転管理業務																																									
	② 維持管理・保守点検業務																																									
	③ 水質管理業務																																									
(イ) 施設保守管理業務	④ 修繕業務																																									
	⑤ ユーティリティ調達・管理業務																																									
	⑥ 機器交換業務																																									
(ウ) サービス業務	⑦ 見学対応業務																																									
(エ) 保安業務	⑧ 警備業務																																									
(オ) その他これらを実施する上で必要な業務	⑨ 給水装置管理業務																																									
	⑩ 事故・緊急時対応業務																																									
	⑪ 水道事業検針・集金業務																																									
	⑫ 植栽管理業務																																									
	⑬ 清掃業務																																									
	⑭ 事業終了時の引継ぎ業務																																									
19	入札説明書	2	施設の運営及び維持管理に関する業務	第2章	6		③				(ア)～(オ)に4業務+その他業務が記載されていますが、事業契約書（案）別紙1定義の5に示された維持管理業務には9業務が示されています。両者の各業務の関係をご教示願います。	回答18のとおり。																														

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
20	入札説明書	2	施設の運営及び維持管理に関する業務	第2章	6		③				(ア)～(イ)に4業務+その他業務が記載されていますが、要求水準書P.13第2編1(3)には14業務が示されています。両者の各業務の関係をご教示願います。	回答18のとおり。
21	入札説明書	2	対象業務	第2章	6		②		(オ)		「その他これらを実施する上で必要な業務」とは、具体的にどの様な業務を想定されていますでしょうか。	回答18のとおり。
22	入札説明書	2	対象業務	第2章	6		③		(オ)		「その他これらを実施する上で必要な業務」とは、具体的にどの様な業務を想定されていますでしょうか。	回答18のとおり。
23	入札説明書	2	対象施設及び対象業務	第1章	6		②、③		(イ)		その他これらを実施する上で必要業務との記載がありますが、項目(ア)～(エ)までに関連し、かつこれらを実施する上で必要な業務と理解しますが、如何でしょうかお示しください。	回答18のとおり。
24	入札説明書	3	基本契約	第1章	7						「落札者決定後、基本契約までの間に」とありますが、「基本契約」は「基本協定」が正と理解してよろしいですか。	基本契約を事業契約に訂正します。
25	入札説明書	3	基本契約の締結時期	第2章	7						基本契約の締結時期は変更になる場合、との記載がありますが、現段階で考えられている締結時期が見当たりません。事業契約の締結時期を指すのでしょうか、お示しください	回答24のとおり。
26	入札説明書	3	事業期間	1	7						全期間を維持管理期間とするがありますが、8.事業のスケジュールには運営・維持管理期間は平成23年4月～とあります。維持管理期間は事業契約締結時～でしょうか、それとも平成23年4月～でしょうか。 また、基本契約とは事業契約書のことででしょうか。	現在行っている第三者委託は平成23年3月までであり、新事業者の維持管理委託は平成23年4月～となります。 また、回答24を参照願います。
27	入札説明書	3	事業期間	第2章	7						「事業契約締結の日から・・・を事業期間とする。なお、全期間を維持管理期間とする」とありますが、次の8項では①事業契約の締結を平成23年3月、⑤運営・維持管理期間を平成23年4月～となっていますので平仄を合わせて戴くようお願い致します。また入札公告の1頁1①でも維持管理期間が平成24年4月1日から、となっているので同様に対応願います。	入札説明書のとおりとします。
28	入札説明書	3	事業期間	第2章	9						事業期間は事業契約締結の日（平成23年3月予定）からであり、全期間が維持管理期間となっています。運転管理業務を現在受託している業者（～平成23年3月31日）と重複する期間が生じた場合、重複期間の責任分担はどのようにになりますか。具体的にご教示願います。	現在委託している業者は平成23年3月31日までが維持管理期間となります。新事業者の契約日がこれと重なる場合は、重複期間の業務内容は市と協議とします。維持管理に係る責任は発生しません。
29	入札説明書	4	協力会社の建設JVへの参加	第3章	1	(8)					建設JVには、協力会社も含まれるのでしょうか。	建設JVの組成を削除する訂正を行います。
30	入札説明書	4	協力会社の参加	第3章	1						入札説明書に協力会社に関する記述がなく、入札参加表明書の様式にも協力会社の記載欄がありません。 応募グループに協力会社は含まれないのでしょうか。	協力会社は応募グループに含まれません。
31	入札説明書	4	協力会社の参加資格要件	第3章	2						協力会社の参加資格要件は、構成員に求められる条件と全く同じと理解してよろしいでしょうか。	回答30のとおり。
32	入札説明書	4	協力会社の重複参加	第3章	1	(7)					ある応募グループに参加した協力会社が、他の応募グループに重複参加することは可能でしょうか。	協力会社としての参加は可能です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
33	入札説明書	4	建設JVの意義	第3章	1	(8)					建設工事は、SPCが（市との事業基本契約に基づき）、建設企業に請け負わせることとなります（入札説明書p.13第5章2.(3)、事業契約書（案）p.4第13条）。 こうした民間の契約に関して、あえて市が建設JVの結成を指定する意味（理由）をご教示願います。	回答29のとおり。
34	入札説明書	4	建設JVの結成	第3章	1	(8)					工事を行う企業は、建設JVを結成するとのことですが、本件はPFI事業との理解ですので、本内容の合理的な必然性が見当たりません。本項目の削除をお願いします。	回答29のとおり。
35	入札説明書	4	構成員	第3章	1	(3)					『応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、本施設の工事を行う企業（プラント設備企業及び工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする』とありますが、各企業（設計企業、プラント設備企業及び工事企業、維持管理企業）はSPCに出資する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
36	入札説明書	4	構成員全てがSPCに出資する	第3章	1	(9)					本事業は、概要版によりますと、51億の事業のうち約20億（＝40%）が維持管理に関する項目となっております。維持管理の業務を行う者の最低限の出資比率についてご指示下さい。	規定しません。
37	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(4)					事業契約書（案）別紙1「用語の定義」において、協力会社を含むものとして「入札企業」の定義付けがなされています。従って、入札参加資格確認申請時において、代表企業及び構成員だけでなく、協力会社についても企業名及び業務分担を明らかにすべきと考えますが如何でしょうか。	ご理解のとおり。
38	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(6)					「市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認める」とありますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	構成員が社会通念上、業務を担当することが著しく不相当と判断される場合など。
39	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(8)					「建設JV」とありますが、事業契約書（案）の用語の定義（別紙1）において定義されておらず、その位置付けがよく分かりませんので、ご教示下さい。	回答29のとおり。
40	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(1)					応募グループは構成員のみで組成されるのでしょうか。一般的にPFI事業では、SPCから直接業務を請負又は受託する企業のうち、SPCに出資する者を「構成員」、出資しないものを「協力企業」として応募グループを組成するケースが多く見られます。本事業において上記「協力企業」の形態を認めないのであれば、その理由を具体的に御教示願います。	回答30のとおり。
41	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(1)					平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.61では、「協力企業」の定義について「入札説明書等で示します」とのご回答でした。入札説明書に「協力企業」が記載されていないので、改めて「協力企業」の定義についてご教示をお願い致します。	事業契約書（案）別紙1定義19及び、 （改訂版）入札説明書を参照ください。
42	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(2)、 (3)					②項では「各々の構成員が適切な役割を担う」とある一方、③項では「SPC・・・への出資のみを行う企業も構成員となることができる」となっています。一般的には構成員が担う適切な役割とは、SPCから業務を直接請負又は受託し併せて当該業務のリスクを分担することであり、PFI事業におけるリスク負担の観点からも妥当であると思量致します。本事業では「出資のみ」も適切な役割と考えられるのでしょうか。	回答2のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
43	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(3)					出資のみの企業を構成員に加えることが事業のリスク分担や構成員のバランス等の点で評価されるのでしょうか。	回答3のとおり。
44	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(3)					応募グループは・・・を含む企業により構成されることを基本とする。とありますが、「基本とする」の解釈について具体的に御教示願います。	回答4のとおり。
45	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1	(9)					代表企業の出資比率及び出資のみを行う企業の出資比率には、何れも制限がないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第5章2.(2)を参照ください。
46	入札説明書	4	入札参加に関する条件	第3章	1	(8)					本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で建設JVを結成する旨記載されておりますが、それぞれの対象施設ごと(旭町浄水場、清水沢浄水場、場外系機会電気計装設備)に分けて複数の建設JVを結成することは可能でしょうか。	回答29のとおり。
47	入札説明書	4	入札参加に関する条件	第3章	1	(8)					本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で建設JVを結成する旨記載されておりますが、建設JVが契約を結ぶ相手方はSPCであつて、建設JVと市は契約関係にはないという理解でよいでしょうか。	回答29のとおり。
48	入札説明書	4	本施設の工事を行う企業	第3章	1	(3)					応募者グループの構成員として本施設の工事監理業務を行う企業が挙げられていませんが、応募時点においては工事監理企業を応募者グループの構成員とする必要はないという事でしょうか。	工事監理企業を構成員とする内容に変更します。
49	入札説明書	4	本施設の工事を行う企業	第3章	1	(8)					共同企業体(以下「建設JV」という)を結成するものとすると思いますが、当該共同企業体の類型は、甲型、乙型を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	回答29のとおり。
50	入札説明書	4	本施設の工事を行う企業	第3章	1	(8)					「本施設の工事を行う企業」との記載ですが、ここでいう「本施設の工事」とは、事業契約書(案)別紙1の26「建設業務」のうち、99「本施設」に定める旭町及び清水沢浄水場の工事を指すのであって、それ以外の場外施設は含まないという理解でよろしいでしょうか。	本施設とは、本事業で建設する旭町浄水場並びに場外施設及び、清水沢浄水場並びに場外施設を指します。
51	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第2章	1	(3)					応募グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、本施設の工事を行う企業(プラント設備企業及び工事企業)並びに本施設の維持管理業務を行う企業(維持管理企業)を含む企業により構成されることを基本とすると思いますが、事業契約書(案)別紙1定義の89に「入札企業」とは、代表企業、構成員及び協力会社をいうとあります。協力会社も応募グループに含まれると理解してよろしいでしょうか。	協力会社は応募グループに含まれません。なお、回答29を参照ください。
52	入札説明書	4	入札参加者の構成等	第3章	1						応募グループは、SPCに出資を行う構成員のみで構成するとの理解でよろしいでしょうか。(設計会社等が、SPCに出資をしないで業務を請け負う「協力会社」として応募グループに参加することは認められないのでしょうか。)	ご理解のとおり。
53	入札説明書	4		第3章	1	(3)					設計企業は、応募グループの構成企業となることが「基本」とのことですが、設計企業が協力企業として参加することも可能と考えてよろしいでしょうか。	設計企業が協力企業として参加することは不可です。
54	入札説明書	4		第3章	1	(3)					設計企業は、応募グループの構成企業ではなく、実施方針に記載されていたように、協力企業として参加したばあいには評価点に影響はあるのでしょうか。	回答53のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
55	入札説明書	4		第3章	1	(3)					設計企業が、応募グループの構成企業となるのが条件の場合は、出資に関して、制約条件はありますでしょうか。	ありません。
56	入札説明書	5	各企業の資格要件	第3章	2	(2)					入札参加者とは、事業契約書別紙1の84で定義付けられている「入札企業」を指すと考えますが、如何でしょうかお示しください。	ご理解のとおり。
57	入札説明書	5	共通の資格要件	第3章	2	(1)	⑤				事業者選定支援業務に関与した者は、～一員となることはできないとありますが、事業者選定支援業務に関与した者の具体的な企業名をご教示いただけませんかでしょうか。	入札説明書第3章2. (1) ⑤を参照ください。
58	入札説明書	5	設計企業の資格要件	第3章	2	(2)	①	ウ			「浄水場設計を担当する企業」とありますが、入札参加資格申請の際に「浄水場設計を担当する企業」を明確化するとご理解でしょうか。	ご理解のとおり。
59	入札説明書	5	入札参加者の資格要件	第3章	2	(1)	④				「国税、道税及び市税」とは具体的に何税を指すのでしょうか。	法人税他を指します。
60	入札説明書	6	維持管理企業の資格要件	第3章	2	(2)	③	ア			入札参加者は、本施設の・・・維持管理の各業務を行うものとして・・・と冒頭に御座います。国内における運転管理実績とは、水道法という浄水場における日量3千m3以上（公称能力）の砂ろ過設備並びに膜ろ過設備の運転管理実績であるという認識で宜しいでしょうか。	浄水方式は問いません。
61	入札説明書	6	維持管理企業の資格要件	第3章	2	(2)	③	ア			「1年以上の運転管理実績」とは「日量3千m3以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理実績」が1年以上、との理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
62	入札説明書	6	維持管理企業の資格要件	第3章	2	(2)	③	イ			「SPCに在籍し、常勤」の在籍及び常勤の定義を御教示願います。	原文のとおり。
63	入札説明書	6	競争入札資格者名簿	第4章	2	(2)	②	エ			『平成22年度競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。』とありますが、登録業種として、プラント設備企業（機械）は、機械および水道施設、プラント設備企業（電気）は電気の登録が必要との理解で宜しいでしょうか。または登録されていれば業種は問わない事で宜しいでしょうか。	入札説明書第3章2. (2) ウを参照ください。
64	入札説明書	6	建設JV	第3章	2	(2)	②				「建設JV」とありますが、事業契約書（案）では、別紙1定義25に定める「建設企業」がSPCと建設請負契約を締結しておりますので、建設業務の実施に当たり共同企業体とするかどうかは事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	回答29のとおり。
65	入札説明書	6	建設JV	第3章	2	(2)	②				「建設JV」とありますが、本項は本事業において建設業務を行う共同企業体を構成する個々の企業に対する要件であって、共同企業体としてこれを満たす事を求めているものではない、という理解でよろしいでしょうか。	回答29のとおり。
66	入札説明書	6	建設JV	第3章	2	(2)	②	ア			膜ろ過装置製造企業とプラント設備企業（機械）とを1社で行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	可能とします。 入札説明書を訂正します。
67	入札説明書	6	建設JV	第3章	2	(2)	②	ア			膜ろ過装置製造企業とありますが、建設JVには、施工をしない場合であっても、当該膜ろ過装置製造企業をJVに加える（更には構成員になり出資が必須となる）必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	回答29及び66のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
68	入札説明書	6	建設JV	第3章	2	(2)	②	オ			膜ろ過装置製造企業については、本項に規定する要件の対象外という理解でよろしいでしょうか。	回答66のとおり。
69	入札説明書	6	入札参加者の資格要件	第3章	2	(2)	③				維持管理企業のうち、検針・集金業務、植栽管理業務及び清掃業務を担当する企業について、物品に係る入札参加資格等、市の入札参加資格を有している必要はないでしょうか。	物品に係る入札参加資格が必要です。
70	入札説明書	6	入札参加に関する条件	第3章	3	(2)	②				入札参加資格確認基準日後であっても、入札参加資格要件を充足する構成員と変更することを認める旨記載されていますが、一方で、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後の構成員の変更は市がやむを得ない事情があると認めた場合に限って認める旨の記載もあります(入札説明書4頁、第3章1.(6)など)。いずれの記載が優先されるのでしょうか。	市が判断します。
71	入札説明書	7	基本契約	第3章	3	(4)					「基本契約」とあるのは、「基本協定」が正と理解してよろしいですか。	基本契約(案)を事業契約(案)に訂正します。
72	入札説明書	7	入札参加に関する条件	第3章	3	(3)	①				入札書類提出日以降であっても、入札参加資格要件を充足する構成員と変更することを認める旨記載されておりますが、一方で、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後の構成員の変更は市がやむを得ない事情があると認めた場合に限って認める旨の記載もあります(入札説明書4頁、第3章1.(6)など)。いずれの記載が優先されるのでしょうか。	回答70のとおり。
73	入札説明書	7	入札参加に関する条件	第3章	3	(4)	①				落札者決定日から基本契約締結日までの間に入札参加者が入札参加資格要件を喪失した場合であっても、市が認めた場合においては、当該グループは失格とはならない旨記載されておりますが、かかる場合において、当該入札参加資格要件を喪失した構成員は、必ず当該グループを脱退しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおり。
74	入札説明書	7	予定価格(入札書比較価格)	第3章	4						本事業に関して市が負担する事業費(及びその財源)は、「夕張市上水道第8期拡張事業 事業計画書【概要版】(平成22年8月)」に記載がありますが、この事業費は、本事業に係る起債の償還原資、一般会計からの繰入金を含めて、国の同意が得られている貴市の財政再生計画に既に織り込まれているものという理解で宜しいでしょうか。	本事業費は市の財政再建計画に織り込まれておりません。
75	入札説明書	7	予定価格(入札書比較価格)	第3章	4						一般に、水道事業会計に資金の不足がある場合には、一般会計からの繰入が行われており、本事業に関しても想定されるものと理解しています。将来、計画以上に給水人口が減少する、または、(給水人口あたりの)水使用量が増加しない(さらには減少する)等により水道料金収入が減少し、水道料金収入によって、本事業費(サービスの対価)及び企業債の償還金を含む水道会計の歳出を賄えなくなった場合には、(現在の財政再生計画に縛られることなく)必要に応じて貴市一般会計から不足資金の繰入を柔軟に行うことができるという理解で宜しいでしょうか。	現時点では想定できません。
76	入札説明書	8	入札のスケジュール	第4章	1	(1)					落札者との基本協定の締結が平成23年1月28日となっておりますが、業務要求水準書の4頁には「落札者決定後、基本契約の間に市での水道法上の手続きが必要となるため、基本協定の締結時期は変更になる場合がある」と記載されています。基本協定の締結が変更されることに伴うリスクは、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
77	入札説明書	8	入札のスケジュール	第4章	1	(1)					「落札者との事業契約の締結」とは、SPCとの事業契約の締結と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
78	入札説明書	8	入札のスケジュール	第4章	1	(1)					平成22年8月27日に公表された『PFI実施方針(変更版)』19頁8(2)項には「事業契約の締結に関する議案を市議会に提出し、議決を経た上で事業契約を締結する」と記載されていますが、平成23年3月22日までに「議決」が行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者に帰責の無い事由により「議決」が遅れた場合のリスクは貴市が負担されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
79	入札説明書	11	著作権	第4章	2	(7)	①				「市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できる」とありますが、「落札者の承諾を得て」という旨を追加していただけないでしょうか。また、「その他市が必要と認める場合」とはどのような場合を想定しておられますか。	「落札者の承諾を得て」を追加します。その他市が必要と認める場合とは、内部資料としての配付や事業引継時の説明資料を想定します。
80	入札説明書	11	入札の手続き	第4章	2	(7)	③				「入札参加者から提出された提案書は返却しない」とありますが、提案書には企業秘密等を含むことが想定されるため、返却していただけないでしょうか。	返却しません。
81	入札説明書	12	入札に関する留意事項	第4章	3	(3)					入札の無効に係る規定が列記されていますが、当該無効の判断は市のどなたが行うのでしょうか。	市長が判断します。
82	入札説明書	13	SPCの目的	第5章	2	(3)					「市は、本施設の設計、工事及び維持管理業務を一括で委託するために、SPCと添付書類(3)基本契約書(案)により事業基本契約を締結する。」と記載があります。SPCの目的としてはどちらと考えればよろしいでしょうか。	回答71のとおり。
83	入札説明書	13	各契約書	第5章	2	(6)					「契約保証金の詳細は各契約書による」とありますが、添付書類(3)の事業契約書(案)以外の契約書が存在するのでしょうか。	事業契約書(案)以外の契約書はありません。訂正します。
84	入札説明書	13	仮契約	第5章	2	(2)					「仮契約締結」とありますが、仮契約の内容は、添付書類(3)の事業契約書と同一と理解してよろしいですか。	ご理解のとおり。
85	入札説明書	13	契約の締結	第5章	2	(3)					「添付書類(3)基本契約書(案)」とは、添付書類(3)事業契約書(案)と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
86	入札説明書	13	契約の締結	第5章	2	(3)					「本事業に係る契約締結は、変更認可後に行う」とありますが、ここでの「契約締結」とは入札説明書8頁の入札スケジュールで示された「事業契約の締結」を指すとの理解でよろしいでしょうか。また「変更認可」貴市が行うものと推察致しますが、「変更認可」の遅延に起因するリスクは貴市の負担と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
87	入札説明書	13	契約の締結	第5章	2	(3)					「添付書類(3)基本契約書(案)」とありますが、これは添付書類(3)事業契約書(案)と同義でしょうか、ご教示下さい。	ご理解のとおり。
88	入札説明書	13	財務書類の提出	第5章	2	(1)	③				SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び付属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を市に提出を求めています。SPCはご承知のように独立した法人格を有する株式会社です。出資者から見れば出資企業に過ぎません。その出資した出資株主企業の経営状況を何の目的で市に提出するかご教示願います	株主の財務状況提出の部分を削除します。(改訂版)入札説明書を確認ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
89	入札説明書	13	財務書類の提出	第5章	2	(2)	③				「SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するため」に、SPC株主の計算書類等の提出が求められていますが、SPCの経営状況はSPCの計算書類や事業報告で御判断できるものと思料致します。SPC株主の計算書類等提出まで求められることは事務作業量の増大を招き結果的にVFMの低下に繋がりますので、当該規定について御再考でないでしょうか。	回答88のとおり。
90	入札説明書	13	財務書類の提出	第5章	2	(2)	③				「SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するため」に、SPC株主の計算書類等の提出が求められていますが、例えば複数のSPC株主の事業年度が各々異なる場合には、各株主企業の事業年度終了から3ヶ月以内に、その都度、当該株主企業の計算書類等を提出するのでしょうか。この場合、貴市にも都度の事務手続きが必要になると拝察致しますが、本事業のVFM算定に、これらの事務経費が考慮されているのかについても、併せて御教示願います。	回答88のとおり。
91	入札説明書	13	財務書類の提出	第5章	2	(2)	③				SPCの株主の計算書類等の提出を規定する、事業契約書(案)の該当条文を御教示願います。	回答88のとおり。
92	入札説明書	13	事業者の決定	第5章	2	(2)	③				株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)に基づいて要求される監査報告書、とありますが、これは、会計監査人設置の有無に関わらず、現行会社法上要求される会計監査報告書に準じた会計監査人または監査法人作成の報告書を作成し提出しなければならない(事業契約書(案)第16条第2項参照)、という趣旨でしょうか。	回答88のとおり。
93	入札説明書	13	資本金の下限制限	第5章	2	(2)	①				「出資金の下制限」の規定ですが、平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.81では、特別目的会社の資本金額の制限について「制約はありません」とのご回答でした。実施方針(変更版)及び実施方針に関する質問回答の公表から1ヶ月足らずの間に、貴市の方針が大きく変更されたものと拝察致しますが、貴市が本事業に期する目的を提案に反映するために、当該変更に至った理由と新たな条件設定についてのお考えをお示し願います。	回答45のとおり。
94	入札説明書	13	特別目的会社の設立	第5章	2	(2)					「代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする」とありますが、平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.81では、特別目的会社の出資割合について「制約はありません」とのご回答でした。実施方針(変更版)及び実施方針に関する質問回答の公表から1ヶ月足らずの間に、貴市の方針が大きく変更されたものと拝察致しますが、貴市が本事業に期する目的を提案に反映するために、当該変更に至った理由と新たな条件設定についてのお考えをお示し願います。	回答45のとおり。
95	入札説明書	13	契約の締結	第5章	2	(3)					本事業に係る契約締結は、変更認可後に行うことになるとありますが、変更認可とは具体的に何を示すのかご教示ください。	水道法に定める手続きです。
96	入札説明書	14	契約手続き	第5章	2	(3)					「添付書類(3)基本契約書(案)」とありますが、これは事業契約書のことを表すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
97	入札説明書	14	契約手続き 契約 の締結	5	2	(3)					基本契約書とは事業契約書のことでしょうか。 また以下の変更認可後とは何を意味するのでしょうか。	回答95及び96のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
98	入札説明書	14	契約手続き 契約 保証金	5	2	(6)					1年間の事業契約金額の100分の10はどのように算定するのでしょうか。 なお、契約保証金の詳細は各契約書によるとあり、事業契約書には、施設 整備費及び支払利息の100分の10相当額とありますので、事業契約に規定の 額、期間で検討すれば宜しいのでしょうか。	各契約書→事業契約書の誤記です。訂正し ます。算定は事業契約書（案）第10条に 示すとおり。
99	入札説明書	14	契約に要する費用 の負担	第5章	2	(5)					落札者が負担すべき費用は合理的な範囲に限られ、例えば貴市の事務作業 に掛かる費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
100	入札説明書書	14	契約の締結	第5章	2	(3)					・「……、SPCと添付書類（3）基本契約書（案）により事業基本契約を締 結する。……」とありますが、基本契約書（案）は事業契約書（案）との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。訂正します。
101	入札説明書書	14	契約の締結	第5章	2	(3)					・「……、SPCと添付書類（3）基本契約書（案）により事業基本契約を締 結する。……」とありますが、基本契約書（案）は事業契約書（案）との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。訂正します。
102	入札説明書	14	契約の締結	第5章	2	(3)					「変更認可」とありますが、これは水道法第24条の3に係る第三者委託の届 出を指すのでしょうか、ご教示下さい。	回答95のとおり。
103	入札説明書	14	契約の締結	第5章	2	(3)					「変更認可」とありますが、これに係る申請業務は市の責任において行われ るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
104	入札説明書	14	契約の未締結	第5章	2	(4)					落札者が市と契約を締結しない場合、賠償請求を市が行うとのことですが 、ここで言う契約とは具体的な契約名を表示ください	入札公告に示すとおり。
105	入札説明書	14	契約保証金	第5章	2	(6)					契約保証金として、SPCは1年間の事業契約金額の10%を納付するとのこと ですが、運営を伴う契約保証金を市場が一般的に整備されていません。 一般的に建設工事の履行保証保険制度でPFI事業は代用されていますが、今 回1年間、10%とした目的をご教示願います	事業契約書（案）第10条のとおり。
106	入札説明書	14	契約保証金	第5章	2	(6)					「契約保証金の詳細は各契約書による」とありますが、「各契約書」とは 事業契約書(案)第10条を指すのでしょうか。具体的契約名称にて御回答願 います。また、契約保証金については、入札説明書よりも「各契約書」の 規定が優先するとの理解でよろしいでしょうか。	回答98のとおり。
107	入札説明書	14	契約保証金	第5章	2	(6)					SPCは1年間の事業契約金額の100分の10以上の額又はこれに代わる担保 を契約保証金として市に納める。契約保証金の詳細は各契約書によるとあ りますが、各契約書とは事業契約書（案）を指し、第10条の規定による との理解でよろしいでしょうか。その場合、ここで言う1年間の事業契約金 額の100分の10とは何を指すのか、具体的にご教示いただけませんか。	回答98のとおり。
108	入札説明書	14	事業者の決定	第5章	2	(4)					「落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償を請求することが できる。」とありますが、「落札者の事由により事業契約の締結に至らなかつ た場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う」ことになってい ますので（実施方針12頁2(5)5）、最上位者との契約協議が不調に終わっ ても市に損害は無いように思うのですが、どのような損害についての賠償 をお考えなのでしょうか。基本協定書第6条本文が妥当だと思われるので すが、落札後の契約交渉不調のリスク配分についてご説明願います。	基本協定書（案）第6条のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
109	入札説明書	14	事業者の決定	第5章	2	(4)					「落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償を請求することができる。」とありますが、これは、事業者側の責に帰すべき事由によって締結できなかったとき、という意味であって、落札者決定後の契約協議の余地を否定するものではないという理解でよいでしょうか。なお、基本協定書(案)第2条第2項及び第6条を読む限り、事業契約についての契約協議が予定されております。	回答108のとおり。
110	入札説明書	14	事業者の決定	第5章	2	(5)					「契約に要する費用」は、印紙代や文書費といった契約締結費用のみであり、この中に、契約締結に関する市側のコンサル費用は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
111	入札説明書	14	契約に要する費用 の負担	第5章	2	(5)					契約に要する費用は全て落札者の負担とするとありますが、自己に発生した費用は自己負担とするのが合理的ではないでしょうか。	落札者の負担とします。
112	入札説明書	14	契約を締結しない 場合	第5章	2	(4)					落札者が市と契約を締結しない場合は、次点の者が市との交渉権を持つのではないのでしょうか。市は損害賠償金を請求することができるとありますが、合意できないのは双方の責任であり、自己に発生した費用は自己負担とするのが合理的ではないのでしょうか。	回答108のとおり。
113	入札説明書	15	工事施工モニタリ ング	第6章	1	(2)	①				事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を市に提出し、市の承認を得ることですが、本件はPFI事業でBTO事業方式と理解しています。DBは事業者の範囲と考えます。図書の承認行為についてはPFI方式では馴染まないと考えますが、承認行為が必要な理由をご教示願います	事業契約書(案)第78条の規程による。
114	入札説明書	16	金融機関と市の協 議	第7章	3						本件事業は、補助金と起債で施設整備を行うとの現場説明会での報告を受けています。その場合でもDAは必要なのでしょうかお示しください	文面のとおり。
115	入札説明書	16	財務状況モニタリ ング	第6章	2	(1)					「財務状況の健全性について確認を行う」とありますが、現時点で想定される確認項目、判断指標又は判断基準を御教示願います。	事業契約書(案)第16条による。
116	入札説明書	16	性能未達における 措置	第6章	3						「事業契約書の規定に従い」とありますが、具体的には事業契約書(案)別紙7の規定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
117	入札説明書 基本協定書 (案)	13 1	出資のみを行う構 成員の出資割合の 制限	第5章 第3条	2	(2) (1)					入札説明書によれば、「構成員は全員出資し、落札者以外からの出資は認めない」となっています。一方、基本協定書(案)では「各構成員の議決権割合の合計が総株主の1/2を超えること」とあり、構成員以外の株主の存在を想定した内容となっています。これらの整合についてご教示願います。	基本協定書(案)を訂正します。
118	入札説明書 基本協定書 (案)	14 3	履行保証金	第5章 第10条	2	(6)					入札説明書によれば、契約保証金として1年間の事業契約金額の10%を市に納めることとなっていますが、「1年間の事業契約金」とはどの額をいうのでしょうか。また、これは事業契約書(案)第10条に記載の契約保証金と同じもののでしょうか。	回答98のとおり。
119	入札説明書 基本協定書 (案)	7 2	入札保証金	第3章 第6条	6						入札説明書では「入札保証金は免除」となっていますが、基本協定書(案)第6条では、「契約不調の場合、入札保証金は甲に帰属する」等の記載があります。両者の整合についてご教示願います。	基本協定書(案)を訂正します。